

災害時における電気自動車等の提供に関する協定

安中市（以下「甲」という。）と群馬日産自動車株式会社（以下「乙」という。）は、安中市内において災害が発生又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、電気自動車（以下「EV」という。）等の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、物資の運送及び防災活動拠点への電力供給等に必要なEV等の提供について必要な事項を定め、住民等の避難生活の安定を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に次に掲げる事項について、乙に要請することができる。

（1）乙が所有するEVの提供

（2）乙が所有する充電カードの提供

2 前項の規定による要請は、文書にて行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施等）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、やむを得ない理由がない限り速やかに協力するものとする。

（EVの引渡し）

第4条 乙は、甲が指定する場所にEVを運搬し、引渡すものとする。

2 甲は、引渡し場所に職員を派遣し、EVを確認の上、受け取るものとする。

（管理）

第5条 甲は、第2条に基づき、乙から提供を受けたEV及び充電カードを適切に管理するものとする。

（連絡窓口）

第6条 甲及び乙は、この協定が災害時に有効に機能するように、この協定の担当部署を定め、平常時から情報交換を行うものとする。

（有効期限）

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、甲と乙で協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年 3月10日

甲 安中市
市長 茂木 英子

乙 群馬日産自動車株式会社
代表取締役社長 天野 慎太郎